コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Renesas Electronics Corporation

最終更新日：2026年7月27日

ルネサス エレクトロニクス株式会社

代表執行役社長兼CEO 柴田　英利

問合せ先：CEO室　TEL:03-6773-3001

証券コード：6723

https://www.renesas.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、社会から信頼される企業であり続けるために、以下のコーポレート・ガバナンス方針に基づき、地域社会やお客様、ビジネスパートナー等全てのステークホルダーと良好な関係を保ち、企業としての社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めています。

【コーポレート・ガバナンス方針】
当社グループは、人々の暮らしを楽（ラク）にする技術で、持続可能な将来を築きたいと考えています。当社グループのPurposeである「To Make Our Lives Easier」に基づき、インテリジェンス、すなわち、当社の製品やソリューションを、自動車、産業、インフラ、IoTの4つの成長分野へ提供することで、より安全で、健康でスマートな社会に発展させることを使命としています。そのPurposeのもと、当社グループのあらゆる企業活動と従業員の行動や判断の基準となる5つの要素から構成される「Renesas Culture」を策定し、変化に柔軟に対応し、課題を解決し、サステナブルに価値を創出し続ける企業となることを目指しています。当社グループは、この「Renesas Culture」に基づき、責任あるグローバル企業として長期的な視点で持続的価値を創出できるよう努めています。
また、当社グループは、全てのステークホルダーとの共存共栄を図りながら、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現を目指します。このためには、変化と競争の激しい半導体業界を永続的に勝ち抜き、全てのステークホルダーの要望に応え続け、利益の拡大を伴う成長を継続していくことが必要となります。当社グループは、技術の先進性を磨きつつ、緻密なマーケティング・営業活動により、優れた半導体製品と最適なソリューションを提供して、グローバル半導体企業の地位をより確固たるものとすることを目指します。そのために、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を可能とするコーポレート・ガバナンス体制を構築することが重要であると認識し、株主を含めたステークホルダーとの対話と協働、適正な情報開示、適切な権限委譲と実効性の高い監督機能の確保等を通じて、その継続的な充実及び強化に取り組みます。

【Purpose】
To Make Our Lives Easier
ルネサスの使命は、インテリジェンス、すなわち、当社の製品やソリューションを、自動車、産業、インフラ、IoTの4つの成長分野へ提供することで、より安全で、健康でスマートな社会に発展させることです。マイクロコントローラ、アナログ、パワーデバイスのラインアップを総合的に強化、拡大させるなど、自らの変革を進めています。これらの製品やソリューションは日々の暮らしに欠かせないあらゆる組込み機器に搭載されています。

【Renesas Culture】
＜Transparent＞
リーダーシップチームの戦略や方針、会社が置かれている現状だけでなく、各組織での課題や考えについて従業員相互間で良く理解されているようにします。これは、後述する「Agile」や「Entrepreneurial」という点とも密接に絡んでおり、従業員個人や組織が活躍するための土台となる要素であると考えています。

＜Agile＞
上述した変化に遅れることなく、出来るだけ先んじて行動するためには、早い状況認識、早い意思決定、早い行動と早い修正をすることが必要です。私たちは、状況認識・意思決定・行動について、より高速回転できるようにしていきます。社内外から仕事についてフォローアップをされたら、その時点ですでに「Agile」ではないという精神で。

＜Global＞
当社の市場が、お客様が、競合がグローバルなのは論を待たず、このような環境下で勝ち残っていくためには、私たち自身がグローバルな視野を持つことは必要不可欠です。語学力の向上もある程度必要ですが、それ以上に話の中の大事な点とそうでない点や論理構成について、事前に少し頭を整理するなど、コミュニケーションを円滑にするためにできることはたくさんあります。とくに数字は共通語として有用です。できる限り数字を用いてコミュニケーションを取り、そうでない場合に比べてよりスムーズに内容を共有することを心掛けます。

＜Innovative＞
ルネサスが「Innovative」な技術や製品を提供し、サステナブルな社会価値を創造し続けるためには、「Innovative」な仕事の仕方、物の考え方を実践することが必要不可欠となります。当社グループの従業員一人ひとりが、「Innovation」の体現者となり、発想力、創造力を有することで、豊かな社会を実現します。

＜Entrepreneurial＞
従業員一人ひとりが「自分のビジネスを運営するかのような」マインドで、プロフェッショナルに、自発的に、かつ主体性をもって行動し、その結果について責任を持ちます。会社としての戦略、方針を踏まえた上で、既成概念にとらわれず自由に発想し、新たな価値を創造することのできる人材の構築を目指します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

本書は、コーポレートガバナンス・コード（2021年6月版）に基づき記載しています。
当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

本書は、コーポレートガバナンス・コード（2021年6月版）に基づき記載しています。

【原則1-4. 政策保有株式】
＜政策保有に関する方針＞
当社は、投資株式について、(1)専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する投資株式を純投資である投資株式、(2)それ以外の目的で保有する投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。
投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の投資株式について、共同開発等の業務提携や取引関係の維持・強化等の観点から企業価値向上に資すると判断した投資株式のみ保有する方針としております。
当社は、毎年、取締役会において、銘柄ごとに保有目的、取引の状況、財務状況、保有に伴うリターン（関連事業上の便益を含む。）及びリスク等を総合的に勘案し、継続保有の合理性及び株式数等を検証しています。
2025年12月31日において、当社は、投資株式のうち保有目的が純投資以外の株式を9銘柄保有しております。詳しくは有価証券報告書もご覧ください。
https://www.renesas.com/ja/about/investor-relations/security
また、本報告書提出日時点において、当社は、いわゆる相互保有を目的とした株式は保有していません。

＜政策保有株式の議決権行使基準＞
政策保有株式に関する議決権行使については、投資先企業の持続的な成長と、当社及び投資先企業の企業価値向上の観点から、投資先企業の事業方針・経営戦略や中長期的な投資先企業の企業価値向上に向けた取組み内容を検証の上、株主として適切に議決権を行使します。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】
関連当事者間の取引に係る適正手続き等については、コーポレート・ガバナンス・ガイドライン第8条にて規定し、当社ウェブサイトで開示しております。
https://www.renesas.com/ja/document/gde/corporate-governance-guidelines

【補充原則2-4①-. 多様性の確保に関する考え方、人材育成方針・社内環境整備方針及び自主的かつ測定可能な目標並びにこれらの実施状況】
当社ウェブサイトの「ルネサスのサステナビリティ」において、「人材マネジメント」として開示しております。
https://www.renesas.com/ja/about/company/sustainability/engagement

【原則2-6：企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、確定給付企業年金制度を運営するため、ルネサス企業年金基金を設立し、基金が定める運用の基本方針を運用受託機関に提供することにより、積立金の管理・運用を行っています。
基金は、積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態に影響を与えることを踏まえ、基金が契約する年金数理人やコンサルタントをはじめとする外部の専門家の知見を活用し、適正かつ効率的な運用と定期的なモニタリングの実施に努めております。
当社は、基金が適切に運用されるよう、積立金の運用を担当する理事には、当社から適切な経験・能力を有する人材を選任するほか、基金が主催する資産運用委員会にファイナンス部門の管理職が参加する等、人事面・運営面から諸施策を実施しております。
なお、基金の受益者と当社との間に利益相反が生じないよう、投資先の選定や投資先に対する議決権行使の判断を、運用受託機関に一任しております。

【原則3-1(i). 経営理念等や経営戦略、経営計画】
経営理念は、本報告書の「I. 1. 基本的な考え方」に記載しております。

【原則3-1(ii). コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】
本報告書の「I. 1. 基本的な考え方」に記載しております。

【原則3-1(iii). 経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続】
取締役及び執行役の報酬については、本報告書「II. 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役・執行役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

【原則3-1(iv). 経営陣幹部・取締役候補の指名の方針・手続】
コーポレート・ガバナンス・ガイドライン第16条、第18条、第21条及び第22条にて規定し、当社ウェブサイトで開示しております。
https://www.renesas.com/ja/document/gde/corporate-governance-guidelines

【原則3-1(v). 経営陣幹部・取締役候補の個々の選任・指名の説明】
取締役の選任理由は、当社ウェブサイト掲載の「第24期定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類第1号議案「取締役7名選任の件」に記載しております。
https://www.renesas.com/ja/document/oth/notice-24th-annual-general-meeting-shareholders

執行役の選任理由は、以下の通りです。
代表執行役　柴田　英利
柴田英利氏は、グローバルかつ多様な企業経営の経験により培われた豊富な経験・見識と実績を有しています。同氏は、2013年10月から当社経営に携わり、特に、2019年7月から代表取締役社長兼CEO、そして、2024年3月からは当社代表執行役社長兼CEOとして、当社の経営全般をリードし、持続的な成長を達成してきました。同氏が引き続きこのような経験・見識と実績に基づくリーダーシップを発揮し、当社のさらなる企業価値の向上を実現することを期待し、執行役として選任しました。

【原則3-1③. サステナビリティやTCFDに関する取組みの適切な開示】
2020年11月にサステナビリティサイトを開設して以来、主に「環境活動」、「人材マネジメント」、「サプライチェーン」、「イノベーション」、「ガバナンス」、「製品安全と品質」及び「社会貢献活動」について、持続可能な社会の実現に向けた取組みに関する情報を発信しております。
環境活動において、当社は、2021年4月に気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)に賛同し、日本を拠点とするTCFDコンソーシアムにも加盟しました。これらのイニシアティブに参画することで、気候変動がもたらすリスクと機会の分析に焦点を置いた、透明性の高い情報開示に注力してまいります。
2022年9月、TCFDの提言に基づいて、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」及び「指標と目標」の4つの視点で気候変動の当社への影響とその対応について分析・検討を行い、結果についてウェブサイトを通して情報発信をしました。今回の結果をふまえて、気候変動をより一層意識した経営

戦略の策定と、気候変動のリスクを軽減、機会を最大化する経営判断を続けていきます。
こうした環境対応をはじめとする当社のサステナビリティの取組みを当社ウェブサイトで公開すると共に、財務情報とサステナビリティ等の非財務情報をまとめた統合報告書（Business & Sustainability Report）を発行しています。
・ 当社ウェブサイト：https://www.renesas.com/ja/about/company/sustainability
・ 統合報告書：https://www.renesas.com/ja/about/sustainability/report2025

【補充原則4-1①．経営陣に対する委任範囲の概要】
当社は、2024年3月26日開催の第22期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行しました。これは、モニタリング型のコーポレート・ガバナンス体制を志向するものであり、業務執行に関しては、執行役に大幅に権限を委譲することで、経営の迅速化・効率化を図るものです。コーポレート・ガバナンス・ガイドライン第14条、第15条、第21条、第22条及び第23条もあわせてご参照ください。
https://www.renesas.com/ja/document/gde/corporate-governance-guidelines

なお、取締役会による決議を必要とする主な事項は、定款及び法令で定める事項のほか、経営の基本方針に関する事項（中期経営計画、年度会社計画、子会社の基本的運営方針等）やM&A等です。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、当社のコーポレート・ガバナンスが適正な水準の客観性と透明性を確保するため、社外取締役が十分に独立しているかどうか、すなわち、当社との間で利益相反の可能性がないかを判断するための基準を策定しております。会社法上の要件及び東京証券取引所の定める独立性基準を満たし、かつ、当社の社外取締役の独立性基準が規定する分類と基準のいずれにも該当しない個人のみが、当社の社外取締役となるための十分な独立性を有しているとみなされます。
なお、役員とは、取締役、執行役、監査役又は各国の法令においてこれらに準ずる立場にある者をいい、また、役職員とは、役員及び従業員（執行役員を含みます。）をいいます。
当社の社外取締役の独立性基準は、当社ウェブサイトをご覧ください。
https://www.renesas.com/ja/document/gde/standard-independence-outside-officers

【補充原則4-11①．取締役会の全体構成についての考え方】
コーポレート・ガバナンス・ガイドライン第16条にて規定し、当社ウェブサイトで開示しております。
https://www.renesas.com/document/gde/corporate-governance-guidelines

【補充原則4-11②．取締役の兼任状況】
取締役の兼任状況は、当社ウェブサイト掲載の「第24期有価証券報告書」に記載しております。
https://www.renesas.com/about/investor-relations/security

【補充原則4-11③．取締役会の実効性分析・評価の結果概要】
当社は、取締役会の実効性を更に強化することを目的として、以下のとおり、2025年度の取締役会の実効性に関する評価を実施しました。

<評価方法>
・ 評価の透明性及び客観性を確保するため、第三者機関の助言及びサポートを受けた上で、以下の方法により評価を行いました。
(1) 全取締役（6名）を対象としたアンケート調査の実施及び回答の分析
- アンケートにおける評価項目及び質問内容については、第三者機関の助言を参考に決定しました。
- アンケートの回答の集計・分析は第三者機関が実施し、必要に応じて、回答内容に関するヒアリング、並びに、取締役会及び各委員会の関連資料の検証を実施しました。
(2) 上記の調査及び分析の結果を踏まえ、第三者機関の助言を参考にしつつ、取締役会の場において全取締役の間で意見交換を実施し、総合的な自己評価を行いました。

<評価項目>
本プロセスでは主に以下の観点から評価項目を策定しました。
(1) 取締役会全体の実効性に関する総合評価
(2) 取締役会の構成
(3) 取締役会のスキルマトリックス
(4) 会議体としての取締役会の準備及びサポートシステム
(5) 会議体としての取締役会の議論及びファシリテーション
(6) 取締役会による経営陣の活動のモニタリング
(7) 後継者計画（CEO、経営陣及び取締役会）
(8) その他の取締役会の責務の遂行
(9) 各委員会に関する上記の各項目
(10) 2024年度の実効性評価の結果に基づく施策の効果
(11) その他関連事項

<評価結果>
・ 2025年度の取締役会実効性評価により、当社の取締役会が効果的に機能していることが確認されました。
・ 特に、以下の評価項目について、2024年度の実効性評価に引き続き、当社の取締役会の強みとして確認されました。
(1) 各取締役が自由に質問や発言を行い、建設的な議論ができる適切な環境が確保されている。
(2) 取締役会の議題設定が効果的に行われ、適切かつ十分な範囲の事項について議論が行われている。
(3) 取締役会の役割と責任を果たす上で適切な開催頻度及び議論の時間が設定されている。
・ また、以下の評価項目について、2024年度の実効性評価から、更なる大幅な向上が確認されました。
(1) 取締役会に対して適切な内容・量の情報が適時に共有されている。
(2) 取締役会会議において議題の要点が明確かつ適切に説明され効果的な議論に繋がっている。
(3) 取締役会会議において必要な質問や確認を通じ活発な議論が行われている。

・ 加えて、更なる改善のための今後の取組みとして、以下の内容が確認されました。
(1) 各委員会の活動内容の取締役会への定期的な報告の充実化（特に、監査・サステナビリティ委員会による監査の状況について）
(2) 取締役会会議の議題以外の重要事項について社外取締役主導で柔軟に議論する社外取締役間機会の設定
(3) 取締役会への定期報告に関する社外取締役の質問及び回答の更なる活性化

・当社は、2025年度の取締役会の実効性評価の結果に基づき、更なる企業価値の向上を図るため、今後の取締役会及びコーポレート・ガバナンスの実効性の強化に継続的に取組みます。

【補充原則4-14②．取締役に対するトレーニングの方針】
コーポレート・ガバナンス・ガイドライン第26条第2項にて規定し、当社ウェブサイトで開示しております。
https://www.renesas.com/ja/document/gde/corporate-governance-guidelines

【原則5-1.　株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】
コーポレート・ガバナンス・ガイドライン第6条及び別紙にて規定し、当社ウェブサイトで開示しております。
https://www.renesas.com/ja/document/gde/corporate-governance-guidelines

【原則5-2.】【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】
本報告書の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に記載しております。

【補充原則5-2①．事業ポートフォリオに関する基本的な方針及び事業ポートフォリオの見直しの状況】
当社ウェブサイトのIRサイト（投資家の皆さまへ）において、Analyst Day / Progress Updateや決算説明会資料として開示しております。
https://www.renesas.com/ja/about/investor-relations

（その他説明を行うべきとする原則の実施状況について）
【原則1-3.　資本政策の基本方針の策定・説明】
当社は、売上総利益率、営業利益率をKPI(重要業績評価指標)として収益性の改善を進めていくことが、強靭な財務体質の改善につながるものと考えております。2025年6月26日開催のCapital Market Day 2025において、中長期的な目標等を更新しております。まず、中期的な財務モデルとして、売上総利益率（Gross Margin）55%、営業利益率（Operating Margin）25～30%の維持を目指しております。また、売上高の観点では、ターゲット市場（SAM: Serviceable Available Market）以上の成長を目指しています。加えて、2035年までの長期的なAspirationとして、売上高200億米ドル超、2022年1月比時価総額（Market Cap）6倍以上を目指しております。この中期経営計画については、事業ポートフォリオの拡充・強化や継続的な生産構造の最適化を進めていく中で、適宜、検証していくことといたします。
また、当社の株主還元方針は、企業価値の最大化の観点から、新製品の研究開発、設備投資等のために内部留保を重視し、強靭な財務体質の実現を目指しながら、適切かつ効果的な方法で利益の一部を還元に充当することを基本としております。各期の配当の金額については、連結及び個別の利益剰余金の状況、連結の利益の状況、翌期以降の利益見通し及びキャッシュ・フローの状況等を考慮して決定いたします。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容	取組みの開示（アップデート）
英文開示の有無	有り
アップデート日付	2025年7月22日

該当項目に関する説明

当社は、持続的な成長と企業価値向上を実現するため、資本を効率的に活用するための様々な施策を実施しています。自社の資本コストはWACC（Weighted Average Cost of Capital: 加重平均資本コスト）を採用しており、ROIC（Return On Invested Capital：投下資本利益率）が持続的に資本コストを上回ることを目指し、モニタリングを行っています。個別の投資案件の実行の是非を判断する際には、資本コストを上回るハードルレートを適用する等、資本効率を意識した経営に取組んでおります。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	286,175,700	15.65
(株)日本カストディ銀行（信託口）	111,527,015	6.10
トヨタ自動車(株)	75,015,900	4.10
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	62,212,533	3.40
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	37,433,060	2.04
MSCO CUSTOMER SECURITIES	34,594,274	1.89
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	32,089,261	1.75
GOVERNMENT OF NORWAY	28,930,399	1.58
JP MORGAN CHASE BANK 385864	27,878,900	1.52
THE CHASE MANHATTAN BANK N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	27,831,045	1.52

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

(1) 大株主の状況は2026年6月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

(2) 上記のほか、当社は、2026年6月30日現在、自己株式43,125,646株を保有しております。なお、当社は、2026年1月1日から2026年6月30日までの期間に、新株予約権の行使並びにリストリクテッド・ストック・ユニット（RSU）及びパフォーマンス・シェア・ユニット（PSU）の確定により、合計12,711,687株の自己株式を、各々の対象者への付与により処分しています。

(3) 割合は、自己株式（43,125,646株、発行済株式総数の2.30%）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てております。

(4) ブラックロック・ジャパン(株)から、2026年6月5日付で、Aperio Group, LLC、BlackRock Advisers, LLC、BlackRock（Netherlands）BV、BlackRock Fund Managers Limited、BlackRock Asset Management Canaca Limited、BlackRock Asset Management Ireland Limited、BlackRock Fund Advisors、BlackRock Institutional Trust Company, N.A.及びBlackRock Investment Management（UK）Limited.を共同保有者とする大量保有報告書の変更報告書No.4が関東財務局に提出され、2026年5月29日（報告義務発生日）現在、以下のとおり各社共同で146,488,894株（総議決権数に対する所有議決権数の割合：7.83%）の当社株式を保有している旨の報告がありましたが、当社としては、2026年6月30日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書の内容は、以下のとおりであります（保有割合は、2026年6月30日現在の発行済株式数（自己株式を除く。）に基づき算出しております。）。

【氏名又は名称（所有株式数、発行済株式数に対する所有株式数の割合）】
ブラックロック・ジャパン(株)　（34,833,900株、1.90%）
Aperio Group, LLC　（2,498,485株、0.13%）
BlackRock Advisers, LLC　（1,873,208株、0.10%）
BlackRock (Netherlands) BV　（5,194,898株、0.28%）
BlackRock Fund Managers Limited　（4,721,948株、0.25%）

BlackRock Asset Management Canada Limited　（2,750,555 shares、0.15%）
BlackRock Asset Management Ireland Limited　（19,023,094株、1.04%）
BlackRock Fund Advisors　（42,528,952株、2.32%）
BlackRock Institutional Trust Company, N.A.　（24,936,820株、1.36%）
BlackRock Investment Management (UK) Limited.　（8,127,034株、0.44%）

(5) FMR LLCから、2026年2月20日付で、National Financial Services LLCを共同保有者とする大量保有報告書、及び2026年6月9日付でその訂正報告書が提出され、2026年2月13日（報告義務発生日）現在、以下のとおり各社共同で101,483,370.16株（総議決権数に対する所有議決権数の割合：5.43%）の当社株式を保有している旨の報告がありましたが、当社としては、2026年6月30日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書の内容は、以下のとおりであります（保有割合は、2026年6月30日現在の発行済株式数（自己株式を除く。）に基づき算出しております。）。

【氏名又は名称（所有株式数、発行済株式数に対する所有株式数の割合）】
FMR LLC（101,283,564.9株、5.54%）
National Financial Services LLC（199,805.26株、0.01%）

(6) 野村證券株式会社から、2025年8月6日付で、野村アセットマネジメント株式会社を共同保有者とする大量保有報告書が提出され、2025年7月31日（報告義務発生日）現在、以下のとおり各社共同で99,035,298株（総議決権数に対する所有議決権数の割合：5.29%）の当社株式を保有している旨の報告がありましたが、当社としては、2025年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書の内容は、以下のとおりであります（保有割合は、2025年12月31日現在の発行済株式数（自己株式を除く。）に基づき算出しております。

【氏名又は名称（所有株式数、発行済株式数に対する所有株式数の割合）】
野村證券株式会社（4,859,398株、0.26%）
野村アセットマネジメント株式会社（94,175,900株、5.03%）

(7) 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社から、2025年10月6日付で、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社を共同保有者とする大量保有報告書が提出され、2025年9月30日（報告義務発生日）現在、以下のとおり各社共同で95,208,700株（総議決権数に対する所有議決権数の割合：5.09%）の当社株式を保有している旨の報告がありましたが、当社としては、2025年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書の内容は、以下のとおりであります（保有割合は、2025年12月31日現在の発行済株式数（自己株式を除く。）に基づき算出しております。

【氏名又は名称（所有株式数、発行済株式数に対する所有株式数の割合）】
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（58,860,100株、3.15%）
アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社（36,348,600株、1.94%）

(8) T. Rowe Price Associates, Inc.から、2026年5月12日付で、T. Rowe Price International Ltd.を共同保有者とする大量保有報告書の変更報告書No.1が提出され、2026年4月30日（報告義務発生日）現在、以下のとおり各社共同で68,413,200株（総議決権数に対する所有議決権数の割合：3.66%）の当社株式を保有している旨の報告がありましたが、当社としては、2026年6月30日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書の内容は、以下のとおりであります（保有割合は、2026年6月30日現在の発行済株式数（自己株式を除く。）に基づき算出しております。

【氏名又は名称（所有株式数、発行済株式数に対する所有株式数の割合）】
T. Rowe Price Associates, Inc.（8,243,900株、0.45%）
T. Rowe Price International Ltd.（60,169,300株、3.29%）

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	12月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社及び上場子会社のいずれも有していません。
その他、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩﨑　二郎	他の会社の出身者											
Selena Loh Lacroix	他の会社の出身者											
山本　昇	他の会社の出身者											
平野　拓也	他の会社の出身者											
水野　朝子	他の会社の出身者											
Kimbery Mathisen	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
岩﨑　二郎	○		○	○	該当事項はありません。	岩﨑二郎氏は、電機・電子部品業界の複数の会社で業務執行取締役として長年にわたる経営経験を有しており、また、上場企業での社外役員の経験も豊富です。同氏は、これらの豊富な経験や、それにより培われた高い見識を活かし、2016年6月から当社社外取締役として、当社経営全般を適切に監督しており、現在は筆頭独立社外取締役を務めています。さらに、指名委員会の委員長として、同委員会の活動をリードするとともに、監査・サステナビリティ委員として、同委員会の機能強化に貢献しています。同氏が、引き続き、当社の経営全般に対する適切な監督機能を発揮し、当社取締役会の機能強化に貢献することを期待し、社外取締役として選任いたしました。また、当社の社外取締役の独立性に関する基準を満たし、かつ、(株)東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないことから、独立役員として届け出ております。

Selena Loh Lacroix	○	○		○	該当事項はありません。	Selena Loh Lacroix氏は、半導体業界や経営人材コンサルティング等の業界での長年の経験を通じて培われた、法務、人材及びコーポレート・ガバナンスの分野におけるグローバルかつ豊富な経験や高い見識を有しています。同氏は、2020年3月から当社社外取締役として、当社経営全般を適切に監督しています。また、現在は、報酬委員会の委員長として、同委員会の活動をリードするとともに、指名委員として、指名委員会の機能強化に貢献しています。同氏が、引き続き、当社の経営全般に対する適切な監督機能を発揮し、当社取締役会の機能強化に貢献することを期待し、社外取締役として選任いたしました。また、当社の社外取締役の独立性に関する基準を満たし、かつ、㈱東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないことから、独立役員として届け出ております。
山本　昇		○	○	○	該当事項はありません。	山本昇氏は、複数の国際的な金融・証券会社で勤務した後、M&Aアドバイザリー会社の代表を務めており、これらを通じて培われた経営及び財務に関する豊富な経験や高い見識を有し、また、複数の上場企業で社外取締役を歴任しています。同氏は、当社社外監査役を経て、2021年3月から当社社外取締役として、当社経営全般を適切に監督しています。また、現在は、報酬委員会及び監査・サステナビリティ委員会の委員として、各委員会の機能強化に貢献し、かつ、取締役会におけるESGスポンサーを務めています。同氏が、引き続き、当社の経営全般に対する適切な監督機能を発揮し、当社取締役会の機能強化に貢献することを期待し、社外取締役として選任いたしました。また、当社の社外取締役の独立性に関する基準を満たし、かつ、㈱東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないことから、独立役員として届け出ております。
平野　拓也	○			○	該当事項はありません。	平野拓也氏は、Microsoft社において、日本国内外の複数のリーダーポジションを歴任し、ソフトウェア・テクノロジー業界、事業変革及び多文化間のリーダーシップに関する豊富な経験や高い見識を有しています。また、複数の上場企業で社外取締役を務めています。同氏は、2023年3月から当社社外取締役として、当社経営全般を適切に監督し、また、指名委員会の委員として、同委員会の機能強化に貢献しています。同氏が、引き続き、当社の経営全般に対する適切な監督機能を発揮し、当社取締役会の機能強化に貢献することを期待し、社外取締役として選任いたしました。また、当社の社外取締役の独立性に関する基準を満たし、かつ、㈱東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないことから、独立役員として届け出ております。
水野　朝子		○	○	○	該当事項はありません。	水野朝子氏は、機械・電子部品メーカでの企業経営、国際的なコンサルティング会社や製薬会社での勤務を通じて、経営企画、人事等に関する豊富な経験や高い見識を有しています。同氏は、当社社外監査役を経て、2024年3月から当社社外取締役として、当社経営全般を適切に監督しています。また、現在は、監査・サステナビリティ委員会の委員長として、同委員会の活動をリードするとともに、報酬委員として、報酬委員会の機能強化に貢献しています。同氏が、引き続き、当社の経営全般に対する適切な監督機能を発揮し、当社取締役会の機能強化に貢献することを期待し、社外取締役として選任いたしました。また、当社の社外取締役の独立性に関する基準を満たし、かつ、㈱東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないことから、独立役員として届け出ております。

Kimbery Mathisen	○			○	該当事項はありません。	Kimbery Mathisen氏は、米国・ドイツ・ノルウェーの各国において、ソフトウェア及び医薬品等の世界的企業の複数のリーダーポジションを歴任し、ソフトウェア・テクノロジー業界や、複数の世界的企業における多文化間のリーダーシップに関する豊富な経験や高い見識を有しています。さらに、現在は海洋データに関する非営利企業のCEOを務めているほか、欧州の複数の上場企業で社外取締役の経験を有しています。同氏が、これらの知見に基づき、当社の経営全般に対する適切な監督機能を発揮し、当社取締役会の機能強化に貢献することを期待し、社外取締役として選任いたしました。 また、当社の社外取締役の独立性に関する基準を満たし、かつ、㈱東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないことから、独立役員として届け出ております。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	4	0	0	4	社外取締役
報酬委員会	4	1	1	3	社外取締役
監査委員会	3	0	0	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	1名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
柴田　英利	あり	あり	×	○	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

執行役は、監査委員会（サステナビリティの観点から、当社は、サステナビリティ部門が主導するサステナビリティ活動を監督する責任と権限を監査委員会に与えることで、サステナビリティに関する取組みとコーポレートガバナンスの統合に努めています。これに伴い、当社は、法律上の監査委員会を「監査・サステナビリティ委員会」と呼称しています。）の職務遂行を補助する専任又は兼任スタッフからなる監査委員会室を設置します。当該スタッフの人事考課、異動、懲戒等については、監査・サステナビリティ委員会との事前の協議を要するとともに、当該スタッフは、監査・サステナビリティ委員会補助業務について執行役の指揮・監督を受けません。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査・サステナビリティ委員会は、会計監査人に対して随時、監査についての報告を求めております。また、監査・サステナビリティ委員会と会計監査人との間で定期的に会合を実施し、会計監査計画、実施結果等についての報告を聴取するとともに、監査活動等に関する意見交換を必要に応

じて随時実施し、相互連携を図っております。
監査・サステナビリティ委員会は、内部監査部門の責任者と定期的に会合をもち、内部監査の結果を聴取するとともに、改善提案事項に関する意見交換を行う等して、相互連携を図っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

当社は、当社の社外取締役の独立性に関する基準を満たし、かつ、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しない社外取締役全員を、独立社外取締役として東京証券取引所へ届け出ております。
なお、独立社外取締役の選任基準に関する考え方については、「Ⅰ．1．基本的な考え方」〔コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示〕の〔原則4-9．独立社外取締役の独立性判断基準の策定〕もご参照ください。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

本報告書「Ⅱ．1．機関構成・組織運営等に係る事項〔取締役・執行役報酬関係〕報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、執行役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、2016年度より、当社取締役（社外取締役を除く。）及び当社取締役を兼務しない当社執行役員を対象に、また、2017年度より、当社の従業員（執行役員を除く。）並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員を対象に、それぞれ、従来以上に株価上昇と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的とした株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。また、2020年度からは、社外取締役に対しても株価上昇と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的とした株式報酬型ストックオプション制度を導入しています。更に、2021年度からは、国籍や経験等の点で多様性に富んだ優秀な人材を確保することを目的として、グローバルに広く利用されている事後交付型株式報酬制度を導入しております。

【取締役・執行役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示
（個別の執行役報酬の）開示状況	全員個別開示

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額が開示された有価証券報告書及び事業報告は、当社ウェブサイトに掲載して公衆縦覧に供しております。また、有価証券報告書においては、企業内容等の開示に関する内閣府令の規定に従って、一部取締役の報酬の個別開示を行っております。
加えて、当社取締役のみならず、経営陣の中心的メンバーの報酬に関しても透明性の確保に努めており、当社は、法令上開示が必要とされる報酬総額1億円以上の取締役の報酬に限らず、Chief Executive Officer (CEO)、Chief Financial Officer (CFO)に加え、その他の報酬上位3名の執行役員（具体的にはソフトウェア＆デジタライゼーション、ハイパフォーマンスコンピューティングプロダクトグループ並びにアナログ＆コネクティビティプロダクトグループ及びエンベデッドプロセッシングプロダクトグループを担当する役員）の個別報酬についても、開示事項の対象としております。
https://www.renesas.com/ja/about/investor-relations/security

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役の報酬
＜執行役を兼務する取締役＞
執行役を兼務する取締役の報酬は、後述「2.執行役・執行役員の報酬」記載のとおりであります。
＜執行役を兼務しない取締役＞
執行役を兼務しない取締役に対しては、以下の基本方針に従い、固定報酬としての基本報酬、及び、長期的な株主の利益との一致の観点から、継続勤務条件（継続在任条件）が付されている事後交付による株式報酬（リストリクテッド・ストック・ユニット：RSU）を付与しています（当該株式報酬の詳細は、後述「2. 執行役・執行役員の報酬 ② 報酬の構成 (b) 株式報酬」をご参照ください。）。

・当社の経営の適切な監督の観点から必要な能力要件を満たすグローバルな取締役人材の確保とリテンションに資するものであること
・透明性・客観性が高いものであること
・株主の利益との一致の観点から、企業価値の向上と報酬が連動するものであること

執行役を兼務しない取締役の報酬の額及び構成比率等については、上記の基本方針に基づき、取締役ごとに報酬委員会で決定されます。決定にあたっては、日本及び米国の市場データ（日本は時価総額上位100社及びそのうち日本居住者及び非居住者の取締役が混在する企業、米国はS&P500企業及びそのうちITセクターの企業の水準・動向）を参照しています。

2. 執行役・執行役員の報酬
当社は、執行役に加え、執行役員を設置しております。以下では当社の執行役・執行役員の報酬制度について記載しております。なお、取締役である執行役については、執行役としての報酬となります。

当社の執行役・執行役員は、その役割に応じて、組織及び事業の運営全般に関して広範な職責を担っており、それぞれが当社の業績及び長期的な成長に責任を負っています。そこで、当社ではCEOを兼務する執行役のみならず、経営陣の中心的メンバーの報酬に関しても透明性の確保に努めており、以下では、執行役・執行役員の報酬制度について、その概要並びに、法令上開示が必要とされる報酬総額1億円以上の取締役・執行役の報酬に限らず、CFO及びその他の報酬上位3名の執行役員（具体的には、ソフトウェア＆デジタライゼーショングループ、ハイパフォーマンスコンピューティングプロダクトグループ、並びに、アナログ＆コネクティビティプロダクトグループ及びエンベデッドプロセッシングプロダクトグループを担当する各執行役員）の個別報酬についても、開示事項の対象としております。

① 基本方針
当社は、変化の激しいグローバル市場での厳しい競争を勝ち抜き、長期的な事業成長を加速するうえで、報酬を重要なマネジメントツールの一つと位置づけ、執行役・執行役員の報酬制度を継続的にアップデートしています。
執行役・執行役員の報酬の決定にあたっては、各執行役・執行役員に期待される役割と責任に関して、当社の事業の長期的成長における重要性及び難易度、また、期待される貢献および能力の裏付けとなるこれまでの実績を基本的な要素として考慮しています。
また、Pay for Performanceの理念に基づき、執行役・執行役員に、当社の業績および企業価値の向上に対する責任を負わせる観点から、執行役・執行役員の毎年の報酬総額の大部分を、短期インセンティブ（STI）としての業績連動報酬と、長期インセンティブ（LTI）としての株価連動報酬を支給しています。業績連動報酬は当社の短期的業績と連動し、株価連動報酬は株価に反映される当社の企業価値の長期的な成長と連動しています。株価連動報酬は、当社のTSRに応じて権利確定数が変動するパフォーマンス・シェア・ユニット（PSU）と継続勤務を条件とするリストリクテッド・ストック・ユニット（RSU）で構成されており、当社ではLITの構成におけるPSUの割合を継続的に増加させています。
さらに、当社は、当社の経営陣には国際的な競争を勝ち抜くための能力が要求されること、また、競争力のある報酬制度を通じてそのような優秀な人材を獲得・維持していく必要性を考慮し、報酬の制度設計および水準の決定に際して、米国および日本の当社と相関性の高い企業における報酬制度・水準およびそれらの動向を参照しております。参照対象企業の範囲については、報酬委員会において、当社の事業戦略および各企業の状況等を検証し、定期的にアップデートをしております。
また、当社では、役員構成をはじめ組織がグローバル化しており、このような組織をリードする経営人材の報酬が地域間で著しく異なることは好ましくないため、地域間における報酬の差異を一定の範囲に収れんさせていく方針を採っており、現在はその過程にあります。

② 報酬の構成
当社の現行の報酬は、上記の基本方針に基づき、以下の各報酬により構成されており、各報酬の具体的内容は後述のとおりです。
・ 固定報酬としての基本報酬（現金報酬）
・ 短期的な業績目標の達成に重点を置いた短期インセンティブ（STI）としての業績連動報酬（現金報酬）
・ 長期的な企業価値の向上に連動する長期インセンティブ（LTI）としての株価連動報酬（事後交付型株式報酬）

(a) 現金報酬
＜基本報酬＞
基本報酬は、組織内における特定の役割と責任に対する市場価値を反映する中核的な報酬であり、各執行役・執行役員の役割及び責任、能力並びに経験を基本的な考慮要素として固定金額として支給されます。役員報酬の基本要素であり、優秀な執行役・執行役員を招聘し、リテンションを図り、グローバル市場での成長を牽引するインセンティブとして適切な水準に設定されます。

＜業績連動報酬（短期インセンティブ（STI））＞
短期インセンティブ（STI）は、執行役・執行役員の会社の財務成績全般に対する動機付けや報酬として、また、各年度の執行役・執行役員個人の業績への評価として執行役・執行役員に支給されます。本報酬は、役員報酬制度の極めて重要な要素であり、支給額を会社及び個人の業績と連動させることで、執行役・執行役員の業績目標達成への貢献意欲を高めることに重点が置かれています。本報酬の支給額は、事業の成長とその収益性を評価するため、以下を含む一定の指標（ともにNon-GAAPベース）を用いて評価を行います。
・売上収益
・営業利益率
評価指標と目標は、毎年定められ、業績に応じた支給額は、各評価指標に関する目標の達成状況、およびその年度の各執行役・執行役員の業績等の要素に基づいて、報酬委員会の審議を経て決定します。
なお、このスキームは従業員のスキームと同様であり、従業員とインセンティブを共有する仕組みとしています。

(b) 株式報酬
＜株価連動報酬（長期インセンティブ（LTI））＞
長期インセンティブ（LTI）とは、評価期間が1年以上に及ぶ変動報酬をいい、通常、株主が得る価値に対応する形で支給されます。長期インセンティブの役割は、執行役・執行役員への経済的な報奨を会社の長期的業績、及び株主の長期的利益と連動させることにあります。現行の長期インセンティブは、2021年から事後交付型株式報酬制度により付与され、執行役・執行役員が実際に受け取る利益は、株価上昇や3年間の株主総利回り（Total Shareholders Return、「TSR」）に応じて定まります。具体的には、TSRに応じてユニット数を確定させ、当社普通株式を交付するパフォーマンス・シェア・ユニット（PSU）と、継続勤務を条件とするリストリクテッド・ストック・ユニット（RSU）により構成されております。このうち、PSUについては、長期的な企業価値の最大化と株価への貢献に対するインセンティブと責任を強化するため、当社のTSRを業績指標に加えた設計としています。付与されるユニット数は、執行役・執行役員ごとに設定された報酬基準額をベースに、付与決定時に指定する3ヶ月間の東京証券取引所における当社株式終値の単純平均値を踏まえて決定されます。PSUとRSUのそれぞれの報酬基準額の構成比率は、CEO（執行役）については70％：30%、50％：50%となっています。
なお、付与対象者が、当社の定める一定の非違行為があった場合その他当社において定める事由に該当した場合には、未確定のユニットの全部又は一部を喪失するものとしています。また、ユニットの確定後に、かかる事由又はその原因となる行為が確定前に存在していたことが判明した場合において当社が相当と認めたときは、付与対象者は、かかるユニットに関して交付を受けた当社株式の全部もしくは一部又は相当する額の金銭を無償で返還するものとしています。

[PSU]
・付与対象者に対しては、次の算式により算定される個数のユニットの数を付与します。
PSU数＝当社が各支給対象者に支給することを決定したPSU報酬基準額（業績評価前）／付与決定時に指定する3ヶ月間の東京証券取引所における当社株式終値の単純平均値
・当社が定める日（原則として、付与日の3年後の応当日）以降、その期間の業績要件を加味して、次のとおり決定された当該権利確定数と同数の当社株式を交付します。
業績指標：
TSR：SOX (Philadelphia Semiconductor Index)及びTOPIX (Tokyo Stock Price Index)構成企業並びに当社が業界、企業規模、ビジネスモデル等に鑑み選択する企業群（Renesas Peers）との比較にて決定します。
業績評価期間：
PSUを付与した年の4月1日から3年間
当社TSR の伸長率：
（業績評価期間末日以前3ヶ月間の平均株価(*1)－業績評価期間開始日の前日以前3ヶ月間の平均株価(*2)＋業績評価期間中の日を基準日とする当社剰余金の配当に係る1株当たり配当総額）／業績評価期間開始日の前日以前3ヶ月間の平均株価
*1:「業績評価期間末日以前3ヶ月間の平均株価」とは、業績評価期間の最後の3ヶ月間の東京証券取引所における当社株式終値の単純平均値をいいます。
*2:「業績評価期間開始日の前日以前3ヶ月間の平均株価」とは、業績評価期間開始日の前日以前3ヶ月間の東京証券取引所における当社株式終値の単純平均値をいいます。
交付株式数の決定方法：
・当社のTSRの伸長率とSOX構成企業のTSRの伸長率を低い順から区分した場合において、当社のTSRの伸長率が以下の①から⑤のいずれに区分されるかに従い、その区分に掲げる百分率（SOX算定率）を算出します。
・当社のTSRの伸長率とTOPIX構成企業のTSRの伸長率を低い順から区分した場合において、当社のTSRの伸長率が以下の①から⑤のいずれに区分されるかに従い、その区分に掲げる百分率（TOPIX算定率）を算出します。
・当社のTSRの伸長率とRenesas PeersのTSRの伸長率を低い順から区分した場合において、当社のTSRの伸長率が以下の①から⑤のいずれに区分されるかに従い、その区分に掲げる百分率（Renesas Peers算定率）を算出します
・SOX算定率を100分の25、TOPIX算定率を100分の50、及びRenesas Peers算定率を100分の25の割合で加重平均して得られる値（本算定率）を、付与されたPSUの数に乗じて得られる数（100未満の数については、これを切り上げ）を、当社が定める日（日本時間）（原則として、PSUの付与日から3年後の応当日）にPSUの権利確定数として確定させ、支給対象者に対して、当該権利確定数と同数の当社株式を交付します。ただし、当社のTSRの伸長率が0%以下であった場合、本算定率は100%を上限とします。なお、当社のTSRの伸長率は、上記の算式により求めるものとし、SOX構成企業、TOPIX構成企業及びRenesas PeersのTSRの伸長率は、当社のTSRの伸長率に準じた方法により求めるものとする。
①25%ile未満であった場合：0％
②25%ile以上50%ile未満であった場合：50%から100%の間において同一割合で増加するものとして計算した結果得られた率
③50%ile以上75%ile未満であった場合：100%から150%の間において同一割合で増加するものとして計算した結果得られた率
④75%ile以上90%ile未満であった場合：150%から200%の間において同一割合で増加するものとして計算した結果得られた率
⑤90%ile以上であった場合：200%
[RSU]
・ 付与対象者に対しては、以下の算式により算定される個数のユニットの数を付与します。
RSU数＝当社が各支給対象者に支給することを決定した3年分（ただし、当社社外取締役については1年分）のRSU報酬基準額／付与決定時に指定する3ヶ月間の東京証券取引所における当社株式終値の単純平均値
・ 原則として、付与日から1年経過する毎にその3分の1ずつ（ただし、当社社外取締役については付与日の1年後の応当日に全部）が権利確定となり、確定したユニット数と同数の当社株式を交付します。

③参照企業グループ（2025年度報酬決定時）
報酬委員会が、上述の基本方針に基づき、2025年度の執行役・執行役員の報酬の決定時に参照した企業グループは、以下のとおり選定しました。
米国では、当社と相関性の高い半導体・ITセクターの企業16社を主要参照企業グループとして選定し、さらに、Altium社の買収及びデジタライゼーション戦略の推進を反映してソフトウェア企業を補助的な参照企業グループとして選定しました。
日本では、時価総額上位100社のうち、当社と相関性の薄いセクターや海外売上比率の低い企業を除外した42社を主要参照企業グループとして選定し、さらに、当社の事業戦略と類似性が高いと考えられる企業を補助的な参照企業グループとして選定しました。
なお、参照に当たっては、参照対象企業が開示している個人報酬データを、外部専門機関の調査データ（WTW（タワーズワトソン）、Mercer LLC、Aon調査）によって補足しております。

3. 当事業年度に係る取締役及び執行役・執行役員の報酬の内容、並びに、それらが各取締役及び執行役・執行役員の報酬の内容に係る決定に関する方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

① 報酬委員会による検証
報酬委員会は、取締役及び執行役・執行役員の報酬を最終的に決定するにあたり、報酬のパッケージ全体と種類毎の報酬が、上述の基本方針に沿った適切なものになっているかについて、検証を行いました。具体的な検証の対象は、報酬総額（基本報酬、STI及び株式報酬）、現金報酬額（基本報酬及びSTI）、株式報酬額（PSUおよびRSU）、各報酬の割合（特に基本報酬とSTI及び株式報酬の比率、PSUとRSUの比率）、インセンティ

ブの設計（STIの評価指標・目標、報酬構成の有効性）等です。
報酬委員会は、これらの総合的な検証に基づき、当事業年度の報酬の金額水準及び構成は、上述の基本方針と整合するものであり、適正と判断しました。
②当事業年度に係る報酬内容
本事業年度に係る取締役及び執行役・執行役員の報酬の内容及び算定根拠等は有価証券報告書をご覧ください。
<https://www.renesas.com/ja/about/investor-relations/security>

【社外取締役のサポート体制】

⑴ サポート体制
社外取締役をサポートする専任スタッフは配置しておりませんが、取締役会及び経営会議の主な審議案件について、案件担当の部署と取締役会の事務局である法務統括部スタッフが連携して必要に応じて事前に説明を行う等、適時、サポートを行っております。

監査・サステナビリティ委員会の委員を務める社外取締役のサポート体制としては、監査・サステナビリティ委員会の職務遂行を補助する体制として、監査委員会室を設置し、専任又は兼任の監査委員会室スタッフが、内部監査部門である内部監査室等と連携して、その職務遂行を補助しております。

⑵ 情報伝達体制
社外取締役に対しては、当社の経営及び事業活動に関する情報の重要度に応じ、関係部門から適宜、情報提供を行っているほか、必要に応じて、社外取締役が、当社の社内ウェブサイトにアクセスできる環境を整備する等、タイムリーに情報共有できる仕組みを構築しております。
また、取締役会及び監査委員・サステナビリティ委員会の開催にあたっては、法務統括部スタッフが取締役会審議に関係する通知、資料等を、監査委員会室スタッフが監査・サステナビリティ委員会審議に関係する通知、資料等をそれぞれ提供する等、各会議の事前準備のため、適時に十分な情報提供を行うことに努めるとともに、社外取締役及び監査・サステナビリティ委員からの質問、指摘等に対しては、その内容に応じ、法務統括部スタッフ及び監査委員会室スタッフがそれぞれ社内関係部門への調査等を行い、迅速に回答しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役･顧問等の氏名等

氏名	役職･地位	業務内容	勤務形態･条件 (常勤･非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
― ― ―	― ― ―	― ― ―	― ― ―	― ― ―	― ― ―

元代表取締役社長等である相談役･顧問等の合計人数	0 名

その他の事項

･相談役制度及び顧問制度はありません。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要）

⑴ 現状の体制の概要
当社は、コーポレート･ガバナンスの充実に向けた施策の一環として、2024年3月に監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行し、当社グループの根幹にかかわる経営上の重要課題の決定と経営の監督に特化した取締役会が、当社の業務執行を監督するコーポレート･ガバナンス体制を構築しております。
当社は、積極的に外部の視点を取り入れ、多角的に経営課題に対処するため、多様な経験や専門知識を有する社外役員を選任しており、7名の取締役のうち、6名を社外取締役としております。また、当社の業績及びガバナンス向上のために、的確かつ客観的な助言をいただける優れた人材を求め、独立役員として社外取締役6名（全員が当社、主要株主又はその親会社と利害関係のない独立役員）を選任しております。

⑵ 業務執行に係る事項及び執行役
当社は、事業執行責任の明確化及び業務執行に関する意思決定の迅速化をはかるため、業務執行権限を有する執行役に対して業務執行の決定に関する権限を大幅に委譲しており、執行役は、自ら業務執行を行うとともに、個別に定められた業務担当事項について適切に権限を委譲された執行役員を指揮し、当社グループ全体のマネジメントを担います。

⑶ 指名機能に係る事項及び指名委員会
当社は、職務執行を行う執行役として適任者を選任するため、取締役会が候補者について慎重に審議し決定しております。
また、当社は、指名委員会等設置会社として、法定の指名委員会を設置しております。指名委員会は、客観性と透明性を高めるため委員長を含め独立社外取締役4名で構成されております。指名委員会は、取締役の選解任に関する株主総会議案の内容、CEOを含む執行役の選解任及びCEOのサクセッションプランの策定等の人事に関する審議又は決定を行うほか、法令又は定款に定める事項について職務を行います。

執行役の選任にあたっては、指名委員会が執行役候補者の経歴、経験等を総合的に考慮して、審議のうえ、取締役会に推薦を行っております。

また、業務執行の監督を行う取締役候補者の選出にあたっては、指名委員会が候補者の経歴、経験等を総合的に考慮して、株主総会に提案する取締役候補者議案を慎重に審議し決定しております。

⑷ 取締役会
取締役会は、6名の社外取締役を含む7名で構成されており、原則として3ヶ月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、当社グループの経営の基本方針の策定や執行役の選解任を含む、当社グループの根幹に影響する経営上の重要な意思決定を行うとともに、取締役及び執行役の職務執行の監督を行っております。当社において社外取締役は、自己の経歴から培われた知識、経験、見識等を活かして外部の視点から、多角的に経営上の意思決定に参加すること並びに他の取締役及び執行役の職務執行を監督･チェックすることをその機能及び役割としております。
取締役会付議案件については、事前審議が不要なものを除き、原則として、執行役及び執行役員等で構成される経営会議で事前審議を行うことにより、審議の充実を図っております。更に、当社では、社長兼CEO、内部統制担当役員及び管理部門担当役員等で構成される「内部統制推進委員会」を原則として1年に2回開催し、当社グループにおける、内部統制関連業務に係るPDCAサイクルの監督や内部統制システムに係わるコンプライアンス違反行為等が発生した場合の原因究明、再発防止策等の審議、検討を行っております。
また、当社は、執行役員制度を導入するとともに、取締役会で定める執行役員の業務担当事項及び「稟議決裁基本規則」に基づく事項について適切な権限委譲を行っております。

⑸ 監査･サステナビリティ委員会
監査･サステナビリティ委員会は、会計監査人、内部監査部門である内部監査室その他の関係部門と連携をはかりつつ、(i) 執行役及び取締役の職務執行の監査、(ii) 監査報告の作成、(iii) 株主総会に提出する会計監査人の選解任及び不再任に関する議案の内容の決定並びに(iv) サステナビリティに関する方針、リスク管理及びコンプライアンスを含むサステナビリティ関連事項に対する取組みの監督を行うほか、法令又は定款に定める事項について職務を行います。
同委員会は、独立社外取締役3名の委員で構成されており、独立社外取締役が委員長に就任しております。

⑹ 内部監査部門
内部監査については、社長兼CEO直下の組織として専任又は兼任のメンバーで構成される内部監査室が、事業執行部門、スタッフ部門、連結子会社等、当社の経営組織の業務執行につき、コンプライアンス、リスク管理及び内部統制の観点から、業務執行部門とは独立した第三者的立場から検証･評価しております。内部監査の計画及び結果は、代表執行役並びに取締役会及び監査･サステナビリティ委員会に対し、定期的（取締

役会については半年ごと、監査サステナビリティ委員会については四半期ごと）に報告しております。内部監査室は、問題があれば具体的な是正・改善施策を提言しております。また、定期的に情報交換を行う等、監査・サステナビリティ委員会及び会計監査人と相互連携を図っております。

⑺ 会計監査
2025年度の会計監査については、PwC Japan有限責任監査法人を会計監査人として選任しております。2025年度において当社の会計監査を行った指定有限責任社員及び業務執行社員である公認会計士は、加藤正英、近藤仁及び新保智巳の3氏であります。また、同監査法人による監査業務に係る補助者は、公認会計士及び公認会計士試験合格者等であります。
2025年度に関して当社及び連結子会社がPwC Japan有限責任監査法人に対して支払うべき金銭その他の財産上の利益は総額202百万円であり、そのうち、当社が支払うべき会計監査人の報酬等は187百万円であります。

⑻ 報酬決定に係る機能及び報酬委員会
報酬委員会は、取締役、CEOを含む執行役及び執行役員の報酬の決定方針並びに当該方針に基づく個人別報酬の内容等報酬について審議又は決定を行うほか、法令又は定款に定める事項について職務を行います。
同委員会は、独立社外取締役1名及び社内取締役1名の合計4名の委員で構成されており、独立社外取締役が委員長に就任しております。
取締役の報酬決定に関する機能については、本報告書「Ⅱ．1．機関構成・組織運営等に係る事項［取締役・執行役報酬関係］報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

⑼ 責任限定契約
当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社定款に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑽ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、保険会社との間で、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しています。当該保険においては、当社及び当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員及び管理職等従業員が当社職務の遂行に関連して損害賠償 請求を受けたことにより負担することとなる損害・費用が補填され、保険料は、当社が負担しています。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令違反であることを認識して 行った損害は補填されない等、一定の免責事由を設けています。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、人々の暮らしを楽（ラク）にする技術で、持続可能な将来を築きたいとの思いを込めたPurpose「To Make Our Lives Easier」のもと、急速に変化し、競争の激しい半導体業界において、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、グローバルに事業を展開しています。こうした中、当社は、海外では主流となっているモニタリングモデル型のコーポレート・ガバナンス体制を志向し、取締役会の主な役割を経営陣の業務執行に対する監督とし、適切な権限委譲による経営の迅速化や、任意の指名委員会及び報酬委員会の設置による経営の透明性の向上等、コーポレート・ガバナンス体制の充実・強化に向けて各種施策に取り組んできました。
ますます変化や競争の激化が進むことが予想される半導体業界において、当社がグローバル企業として、更に発展していくため、当社は、この取組みを更に進めるものとして、2024年3月26日に開催された第22期定時株主総会の決議をもって、従来の監査役会設置会社の形態から、指名委員会等設置会社の形態に移行しました。
この指名委員会等設置会社の形態は、モニタリングモデル型のコーポレート・ガバナンス体制として設計され、監督と執行の明確な分離を図り、経営の迅速性・効率性と透明性・客観性の強化を共に実現できる仕組みです。
具体的には、取締役会は、執行役の業務執行の監督と、経営の基本方針に関する審議・決定・に特化するとともに、その傘下に設置され、委員の過半数が社外取締役によって構成される指名委員会・報酬委員会・監査・サステナビリティ委員会という3委員会の活動を通じて、経営の透明性・客観性の向上を図るものとします。他方、業務執行に関しては、執行役に大幅に権限を委譲することで、経営の迅速化・効率化が可能となります。
「Ⅱ．2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載のとおり、本体制は当社に最適なものと考えておりますが、更なるガバナンスの充実に努めてまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の3週間前を目処としています。 過去5回の招集通知の発送日は以下のとおりです。 株主総会開催日／発送日（電子的な早期開示日） 2022年3月30日／3月11日（3月1日） 2023年3月30日／3月10日（3月3日） 2024年3月26日／3月7日（3月1日） 2025年3月26日／3月6日（2月28日） 2026年3月25日／3月5日（2月27日） 今後とも、早期開示を含め、株主に十分な検討期間が与えられるよう努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	2026年の定時株主総会（第24期）は3月25日に開催しました。株主総会の開催日につきましては、他社の株主総会が集中する日を極力避け、多くの株主にとって出席しやすいと思われる日を設定するように留意してまいります。

電磁的方法による議決権の行使	パソコンや携帯電話等から議決権が行使できるインターネットによる議決権行使サイトを開設しております。また、第18期定時株主総会（2020年3月27日開催）から、スマートフォンでQRコードを読み取ることにより、議決権行使コード及びパスワードの入力無しで簡単に議決権行使ができる方法を導入しております。 加えて、第19期定時株主総会（2021年3月31日開催）からは、出席型のハイブリッドバーチャル株主総会を、また、第21期定時株主総会（2023年3月30日開催）からは、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）を実施し、議決権行使の更なる電子化を進めております。バーチャルオンリー株主総会の方法で開催することとした理由は以下の通りです。 ① 参加機会の提供： 株主数が10万名前後に及ぶ最近の状況下においても、会場の物理的な制約を回避し、また、地理的・時間的な制約による影響を最小限に抑えた平等な参加機会を株主様に提供できること なお、第22期定時株主総会(2024年3月26日開催)から口頭での質問も可能となり、株主はテキストと口頭のいずれでも便宜な方法を選択して質問できるようになっています。 ② 株主総会の活性化効果 株主様がご出席するに際して必要な物理的・時間的な負担を軽減することが、株主総会の活性化・効率化・円滑化、ひいては、株主の皆様の利益・便宜に資すると考えられること。実際に、過去の当社ハイブリッド（出席型）株主総会と比べ、当社バーチャルオンリー株主総会の出席者数はおよそ数倍に増加していること ③ 出席者間の平等性： 会場出席とオンライン出席の株主の間で、参加意識等の点で不平等感が生じがちなハイブリッド型株主総会ではなく、バーチャルオンリー株主総会を選択することで、より平等な形での運営が可能となること ④ 海外役員との対話の促進： 海外役員が多い当社において、海外役員も他の役員と同じ立場で株主総会に参加し、株主のご質問等に回答差し上げることが株主との対話促進の観点から適切であること ⑤ 株主の賛同： 当社は、バーチャルオンリー株主総会の導入時から毎年、当社定時株主総会にて株 主様にアンケートを実施しているところ、昨年のアンケートでも引き続き多くの株主様から好意的なご意見をいただいたこと ⑥ その他の事情： 株主提案がなされる等の株主総会の物理的開催が好ましい特殊な状況にないこと
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。 また、海外の機関投資家を主な対象として、株主総会システムの英語化に取り組んでおります。英語環境につきましては、第20期定時株主総会までは、同時通訳の傍聴のみ可能であり、資料やシステムは日本語で表示していましたが、第21期定時株主総会より、同時通訳を聞くことに加え、システムの表示や資料の英語化にも対応し、より機関投資家が議決権行使をしやすい環境を整備しています。
招集通知（要約）の英文での提供	株主総会の招集通知（要約）及びその添付書類等（英文）を作成しております。また、第21期定時株主総会より、株主総会当日の資料も英訳版を作成し、株主が日本語と英語を切り替えられるようにしています。
その他	株主総会の招集通知及びその添付書類等（和文・英文）を、株主総会開催日の1ヵ月程度前から当社ウェブサイト、東京証券取引所及び株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	東京証券取引所の定める適時開示規則、及び会社法、金融商品取引法等の関係諸法令に沿った情報開示について、ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ウェブサイト（https://www.renesas.com/ja/about/investor-relations/ir-disclosure）に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、機関投資家を対象として、四半期毎（年4回）の決算発表に関する説明会を開催しており、毎回数百名程度の方にご参加いただいております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	北米、欧州、アジアの機関投資家と直接又は証券会社主催のカンファレンスにおいて面談し、経営方針や業績について、常勤取締役又は執行役員常務等による説明を行っております。	なし

IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト（https://www.renesas.com/about/investor-relations）に決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料、株主総会関係資料等を掲載しております。
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署：Investor Relations 担当役員：執行役員兼CFO　新開　崇平 事務連絡責任者名：VP, Head of Investor Relations　佐藤 智彦

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループにおける企業倫理の確立及びコンプライアンスの確保を目的として「ルネサス エレクトロニクスグループ　サステナビリティ基本方針」及び「ルネサスグローバル行動規範」を制定するとともに、サステナビリティへの取組みと目標の達成を通じ社会的価値を創出することで、持続的な社会の発展への貢献や、企業価値を向上に努めています。当社のサステナビリティに関連する活動の全ての全社的責任はCEOにあります。CEO及びCEOが指名する執行役員、サステナビリティ部門を通じて、取締役会に対して、サステナビリティに関する活動や課題について定期的に報告を行います。全社のサステナビリティ活動を推進するべく、CEO直下の専任の組織としてサステナビリティ部門を設置しています。また、コンプライアンス推進事項は内部統制推進委員会において審議し、当社グループのコンプライアンス活動を推進しております。当社のサステナビリティに関する情報は以下のサイトをご覧ください。 https://www.renesas.com/about/company/sustainability
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境保全活動及びCSR活動の推進を担当するサステナビリティ部門を設置し、活動方針の立案を行うと共に、社内外のステークホルダーとのコミュニケーションを行っています。当社ウェブサイトに環境保全活動やCSR活動含めたサステナビリティに関する当社の取組みを掲載しています。当社のサステナビリティのウェブページは以下のURLをご参照ください。 https://www.renesas.com/about/company/sustainability
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「ルネサス エレクトロニクスグループ サステナビリティ基本方針」に基づき、公平、公正かつ誠実で透明性の高い企業活動を推進するとともに、その活動内容の積極的な開示に努めております。当社では、会社法、金融商品取引法等の関係諸法令や、東京証券取引所の定める適時開示規則に則った情報開示を適時･適切に行うとともに、投資家の投資判断に影響を与えると思われる重要情報も、積極的に、迅速かつ公平に開示します。
その他	＜ダイバーシティ･女性の活躍の方針について＞ ルネサスは、あらゆる多様性（Diversity）や価値観を尊重し、互いに受容（Inclusion）する職場環境の整備と企業風土の醸成に積極的に取り組んでいます。また、私たち全員が、同じ土台に立って、公正（Equity）に仕事ができ、切磋琢磨できる環境を整えることができるよう取り組んでいくために、公正性（Equity）も加え、Diversity, Equity & Inclusion (DE&I)として積極的に推進しています。グローバル企業としてのルネサスの強みの一つは、20か国以上の地域で、国籍や人種、思想、文化、言語、性別、年齢等、多様な人材及び価値観を持った人材が活躍していることにあります。わたしたちは、DE&Iを尊重する姿勢と具体的な取組みが、一層革新的な製品やサービスを生み出す源泉となり、ルネサスのサステナブルな事業成長を支えると信じています。ルネサスは、異なる個性や価値観を持つ多様な人材が存分に力を発揮することのできる環境作り、企業文化の醸成、育成制度の充実を推進することにより、個人の能力を最大限に活かします。 女性の従業員構成比、管理職に占める女性比率等のジェンダーダイバーシティに関するデータにつきましては、有価証券報告書や統合報告書（Business & Sustainability Report）をご覧ください。当社はグローバルに事業を展開しており、国内と比べて海外での女性管理職比率が高くなっています。引き続き、より多くの女性のリーダーの活躍を推進します また、ダイバーシティ推進の一環として2021年6月には人事制度において同性パートナーとその家族も適用対象とする制度改訂を行う等、LGBTQ+等に関する取組みも強化しており、work with Prideが策定する企業･団体等におけるLGBTQ+等の性的マイノリティに関する取組みの評価指数「PRIDE指標2024」において、最高ランクである「ゴールド」を、3年連続で受賞しました。 会社主導の取組みだけでなく、従業員が自主的に推進活動に参画できる従業員リソースグループ「Diversity Promotion Group」、「Woman In Technology」を設置し、人事統括部とともにDE&I･女性活躍を推進する様々な活動を全社で行っています。その他の取組み内容については、当社のサステナビリティのウェブサイトをご参照ください。 ･ ウェブサイト：https://www.renesas.com/about/company/sustainability/diversity ･ 統合報告書： https://www.renesas.com/ja/about/sustainability/report2025 ･有価証券報告書：https://www.renesas.com/ja/about/investor-relations/security

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第416条第１項第１号ロ及びホ並びに会社法施行規則第112条に定める体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針について、取締役会において決議し、本基本方針に基づいて体制の整備を実施しております。本基本方針は、当社ウェブサイト（https://www.renesas.com/about/company/sustainability/governance）に掲載のとおりですが、その概要は、次のとおりです。

1．執行役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・執行役は、企業倫理の確立並びに取締役、執行役、執行役員及び従業員（以下「社員等」という。）による法令、定款及び社内規則の遵守の確保を目的として制定した「ルネサス エレクトロニクスグループ サステナビリティ基本方針」及び「ルネサスグローバル行動規範」を率先垂範するとともに、当社及び当社子会社（以下「ルネサスエレクトロニクスグループ」という。）の社員等に対し、周知徹底し、遵守させる。
・執行役は、「ルネサスエレクトロニクスグループコンプライアンス管理基本規則」においてコンプライアンスの推進体制・啓発活動等の基本的事項を定め、内部統制推進委員会にコンプライアンスに関する事項の審議・決定を行わせ、ルネサスエレクトロニクスグループを対象にした研修等を実施し、徹底を図る。
・執行役は、ルネサスエレクトロニクスグループにおけるコンプライアンス違反又はそのおそれのある事実に関する内部通報窓口であるルネサスエレクトロニクスグループホットラインを設置し、ルネサス エレクトロニクスグループの社員等及び取引先、販売店及び請負・派遣会社等、更には一般の方々等からの通報を受け付ける。また、通報者の希望により匿名性を保障するとともに、通報者は何らの不利益を被ることがないことを周知する。
・執行役は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、外部専門機関と連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。
2. 取締役及び執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・取締役及び執行役は、法令に従い、株主総会議事録、取締役会議事録等その作成及び保存に関し法令の定めがある文書等を適切に作成、保存、管理するとともに、「文書管理・保存基本規則」に基づき、社員等の職務に関する各種の文書、帳票類等を適切に作成、保存、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・執行役は、リスク管理に係る基本的事項を「ルネサス エレクトロニクスグループ リスクおよび危機管理規則」に定め、この規則に沿ったリスク管理体制を整備し、構築する。
・各執行役、各執行役員及び各部門長は、その担当として定められたリスクの具現化の予防策及び具現化した場合の対応策を予め定めることにより、損失の極小化を図る。
・リスクが具現化した場合、その重大性に応じ、執行役及び執行役員は、「ルネサスエレクトロニクスグループ リスクおよび危機管理規則」に従い、自らを長とする適切な組織体を設置し、その対応にあたる。
・執行役は、金融商品取引法等、適用される国内外の法令等に基づき、ルネサスエレクトロニクスグループの財務報告に係る内部統制の評価、維持、改善等を行う。
4. 取締役及び執行役の職務執行の効率性の確保に関する体制
・取締役は、取締役会を3ヶ月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、当社グループの経営の基本方針、法令で定められた事項その他の経営に関する重要事項に関し迅速な意思決定を行うとともに、執行役の職務執行の状況を監督する。
・執行役は、執行役員制度を導入し、適切な権限委譲を行うことにより、その職務を機動的かつ効率的に遂行する。また、経営上の重要事項については、経営会議において審議を行う。
・執行役及び執行役員は、本部長その他の従業員に対し、権限委譲を行うことにより、事業運営に関して迅速な意思決定を行う。執行役、執行役員、本部長その他の従業員の職務権限の行使は、「稟議決裁基本規則」に基づき、適正かつ効率的に行う。
・執行役及び執行役員は、その業務担当事項に基づき、機動的かつ効率的に職務を執行するとともに、取締役会で定めた経営計画及び予算の進捗状況を定期的に確認する。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
・執行役は、「ルネサスエレクトロニクスグループサステナビリティ基本方針」、「ルネサスグローバル行動規範」及び「ルネサス エレクトロニクスグループコンプライアンス管理基本規則」に基づき、ルネサス エレクトロニクスグループ全体のコンプライアンス体制を整備するため、子会社に対し必要な指導及び支援を行う。
・執行役は、「関係会社等管理運営基本規則」に基づき、業務主管部門を通じて、子会社の日常的な管理、指導及び支援を行うとともに、子会社の取締役の職務の執行に係る事項について定期的な報告を行わせる。
・執行役は、リスク管理を担当する部門を通じ、子会社において、リスク管理及び危機管理に関する規程の制定、危機発生時の連絡網及び行動計画の作成等を行わせる。
・執行役は、内部統制推進委員会等を通じ、ルネサス エレクトロニクスグループ共通の意思決定ルールの策定及びグループガバナンスの方針決定等を行う。
・執行役は、ルネサスエレクトロニクスグループ全体の業務の適正性を確保するため、内部監査室にルネサス エレクトロニクスグループの監査を行わせるとともに、主要な子会社に、内部監査機能を持つ部門又は個人を配置し、内部監査室及び子会社監査役等との連携を図らせる。
6. 監査・サステナビリティ委員会の職務を補助すべき従業員及び当該従業員の執行役からの独立性に関する事項
・執行役は、監査・サステナビリティ委員会の職務遂行を補助する専任又は兼任スタッフからなる監査委員会室を設置する。当該スタッフの人事考課、異動、懲戒等については、監査・サステナビリティ委員会との事前の協議を要するとともに、当該スタッフは、監査・サステナビリティ委員会補助業務について執行役の指揮・監督を受けない。
7. ルネサス エレクトロニクスグループの社員等及び子会社監査役等が監査・サステナビリティ委員会に報告するための体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・ルネサス エレクトロニクスグループの社員等及び子会社監査役等は、監査・サステナビリティ委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
・内部監査室は、監査・サステナビリティ委員会に対し、ルネサスエレクトロニクスグループに係る内部監査報告書を提出し、内部監査結果を報告する。
・内部統制推進委員会は、監査・サステナビリティ委員会に対し、ルネサスエレクトロニクスグループホットラインによる通報状況を定期的に報告する。
・当社は、監査・サステナビリティ委員会又は監査・サステナビリティ委員へ報告をしたルネサスエレクトロニクスグループの社員等及び子会社監査役等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「内部通報規則」及び社内サイトにおいて明記する。
8. 監査・サステナビリティ委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・当社は、監査・サステナビリティ委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査・サステナビリティ委員の職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、当該費用又は債務を負担する。
9. その他監査・サステナビリティ委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査・サステナビリティ委員会が選定する監査・サステナビリティ委員は、必要と認める重要な会議に出席することができる。執行役は、会社の重

要情報に対する監査･サステナビリティ委員会のアクセス権限を保障する。
･監査･サステナビリティ委員は、原則として3ヶ月に1回以上監査･サステナビリティ委員会を開催し、監査実施状況等について情報の交換･協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

ルネサスエレクトロニクスグループ各社の全ての役員及び従業員は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力･団体に対しては毅然とした行動をとり、一切の関係を遮断するとともに反社会的勢力･団体の活動を助長するような行為を行いません。
当社は、反社会的勢力排除に向け、社内規則及び社内体制の整備を行うとともに、取引契約への暴力団排除条項の導入推進等の施策を実施しております。

⑴ 社内規則等の整備状況
上記の基本的考え方を「ルネサスグローバル行動規範」に明記し、社内外に宣言するとともに、ルネサスエレクトロニクスグループ各社の役員及び従業員に対し、当該行動規範の周知徹底及びコンプライアンス意識の啓発のための教育を継続的に実施しております。

⑵ 社内体制の整備状況
反社会的勢力からコンタクトがあった場合には、法務統括部とファイナンス部門を中心として対応することとしており、平素から所轄警察署等の外部専門機関と情報交換行う等、連携を図っております。

Vその他

1．買収への対応方針の導入の有無

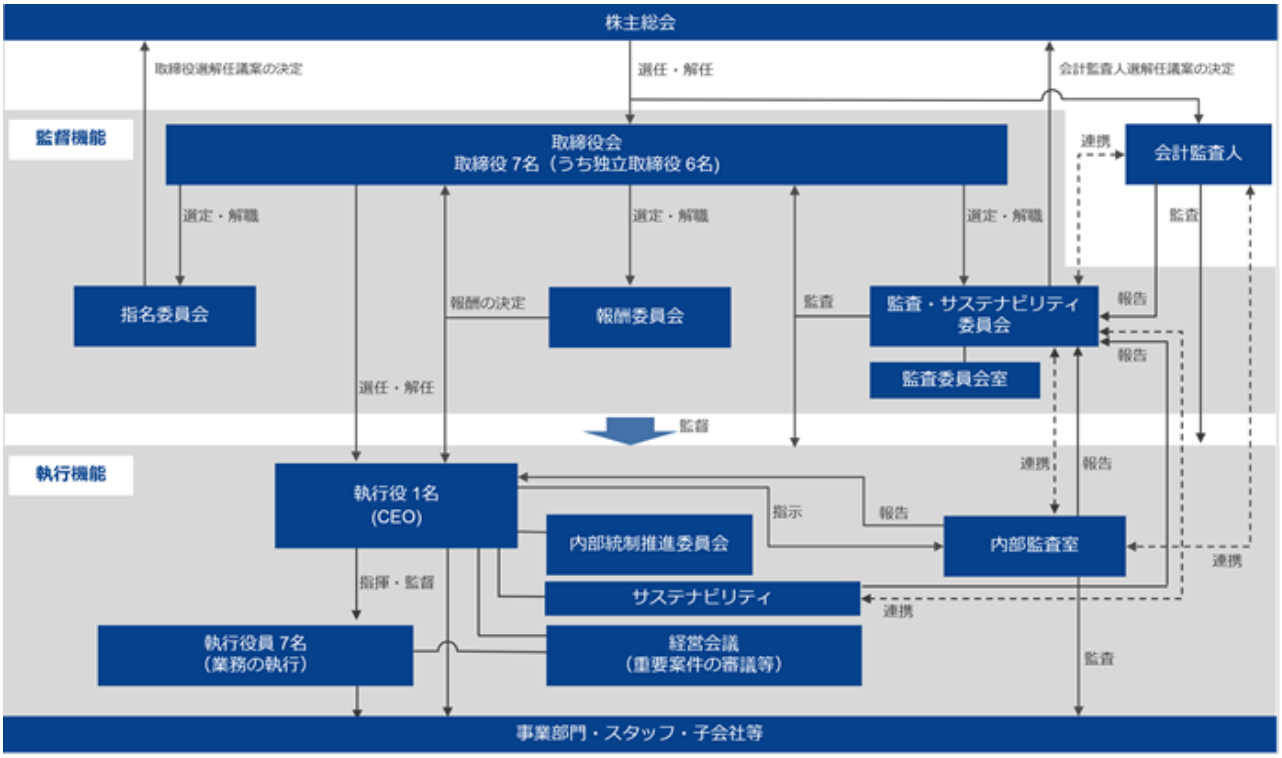
買収への対応方針の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社では、情報開示の担当部署として、CEO室を設置しております。社内の重要情報は、情報取扱責任者を部門長とする同室で集中管理され、IR関連情報に関してはInvestor Relationsと協力しながら、社外への開示も同室が一元的に行っております。適時開示の要否については、CEO室、Investor Relations、法務統括部及びファイナンス部門が連携、相互にチェックを行い、CEO室が適時開示手続きを行います。当社の会社情報の適時開示に係る具体的な手続きは以下のとおりであります。
⑴ 各スタッフ部門長及び各本部長は、自部門又は自部門が主管する子会社（全ての連結子会社をいう。）に係る「適時開示情報」を認識した場合、CEO室に報告する。
⑵ CEO室、法務統括部及びファイナンス部門は、適時開示情報に関し、相互にチェック、報告を行う。
⑶「適時開示情報」のうち、取締役会付議基準に該当する事項に関しては、取締役会事務局である法務統括部を通じて取締役会に付議する。また、経営会議付議基準に該当する事項に関しては、経営会議事務局を通じて経営会議に付議する。
⑷ CEO室の部門長は、直ちに（取締役会付議案件及び稟議決裁対象案件に関しては、それらの手続き完了後直ちに）東京証券取引所に対し適時開示を実施する。



注：サステナビリティの観点からは、当社は、サステナビリティ部門が主導するサステナビリティ活動を監督する責任と権限を監査委員会に与えることで、
サステナビリティに関する取組みとコーポレートガバナンスの統合に努めています。
これに伴い、当社は、法律上の監査委員会を「監査・サステナビリティ委員会」と呼称します。